

府子本第271号  
27初幼教第19号  
雇児保発0821第2号  
平成27年8月21日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

（印影印刷）

子どものための教育・保育給付費支弁台帳について

子どものための教育・保育給付費については、「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」に基づき国庫負担金の交付が行われるところですが、今般、その所要額等の迅速かつ適正な把握のため、子どものための教育・保育給付費支弁台帳制度を下記のとおり設け、平成27年度の経理事務から適用することとしましたので通知します。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知していただくようお願いいたします。

記

第1 子どものための教育・保育給付費支弁台帳の整備について

（1）子どものための教育・保育給付費支弁台帳の作成の対象は、次の給付費等とする。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に

係るものに限る。以下同じ。)

- イ 法第 28 条第 1 項の規定に基づく特例施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）
- ウ 法第 29 条第 1 項の規定に基づく地域型保育給付費
- エ 法第 30 条第 1 項の規定に基づく特例地域型保育給付費
- オ 法附則第 6 条第 1 項の規定に基づく委託費

(2) 市町村は、各月支弁した(1)に掲げる給付費等について、別紙「子どものための教育・保育給付費支弁台帳の記載要領」に基づき、第 1 号様式及び第 2 号様式を作成すること。

なお、各市町村における経理処理及び電算処理上の便宜等の観点から、各様式について必要な修正を加えてこれを定めて差し支えありません。その際、各様式に定める事項の数値等が把握できるようにすること。

## 第 2 支弁台帳と国庫負担金交付申請書等との関連について

子どものための教育・保育給付費国庫負担金については、「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」に基づき国庫負担金の交付が行われるところですが、交付申請書及び実績報告書等の金額については、支弁台帳の金額を基に行われますので、その関連性に十分留意の上、適正な処理をお願いいたします。

## 1 総括表（第1号様式）の記載について

総括表（以下「第1号様式」という。）は、市町村単位で、施設型給付費（特例施設型給付費を含む。）、地域型保育給付費（特例地域型保育給付費を含む。）、委託費の区分ごとに集計した第1号様式（A表）と、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業ごとに集計した第1号様式（B表）を作成すること。

なお、その作成に当たっては、第1号様式（A表）は、第1号様式（B表）の数値を区分ごとに毎月集計し作成するとともに、第1号様式（B表）は施設・事業所表（以下「第2号様式」という。）の数値を毎月集計して作成すること。

### （1）第1号様式（A表）の記載について

第1号様式（A表）の各欄は、第1号様式（B表）の当該欄の数値を集計して記載すること。

### （2）第1号様式（B表）の記載について

① 「施設・事業所数」の欄には、給付費等を支弁した施設・事業所数を記載すること。

なお、「施設・事業所数」の欄の（ ）内には、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費を支弁した施設・事業所数を再掲すること。ただし、他の市町村の区域に存在する施設・事業所（第2号様式の施設・事業所名の欄を（ ）書きにより記載しているもの。以下同じ。）の数は、これを除外して集計することとし、他の市町村と二重に計上されることとならないようにすること。

② 「認可定員」・「利用定員」の欄には、第2号様式（B表）の当該欄の数値を集計して記載すること。ただし、他の市町村の区域に存在する施設・事業所の認可定員・利用定員は、これを除外して集計することとし、他の市町村と二重に計上されることとならないようにすること。

③ 「利用者負担額（国基準額）」の欄には、第2号様式（B表）の㊸欄の数値を集計して記載すること。

また、「利用者負担額（市町村が定めた額）」の欄には、市町村又は各施設・事業所が毎月個々の世帯から徴収する市町村が定めた利用者負担額を集計して記載すること。なお、実際に徴収した額ではなく、市町村が定める利用者負担額により徴収することとしている額を集計すること。

④ 以上に掲げる欄以外の欄には、第2号様式（B表）の当該欄の数値を集計して記載すること。

## 2 施設・事業所表（第2号様式）の記載について

第2号様式は、各施設・事業所における加算の適用状況並びに年齢区分ごとの給付単価を把握するための第2号様式（A表）と、各月の年齢区分ごとの利用人員及び単価表に基づく費用、並びに各月階層区分ごとの利用人員及び利用者負担額（国基準）を把握するための第2号様式（B表）を作成することとし、施設・事業所からの給付費等の請求書等を基礎として、毎月その月分について施設・事業所に給付費等を支弁した都度、所定の事項を記載すること。

また、第2号様式は、施設・事業所ごと（分園がある場合は中心園、分園ごと）に、その施設・事業所の種別（アからク）に応じて、以下の①から③の給付等の種類ごとに作成すること。

なお、アからクの施設・事業所ごとに作成したうえで、①から③のそれぞれの内訳が別途把握できる場合は、適宜、作成単位を変更して差し支えないこと。

ア 幼稚園（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に限る。）（A表－1）

- ① 施設型給付費
- ② 特例施設型給付費（特定教育・保育及び特別利用教育に係るもの）

イ 保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に限る。）（A表－2）

- ① 委託費
- ② 特例施設型給付費（特定・教育保育に係るもの）
- ③ 特例施設型給付費（特別利用保育に係るもの）

ウ 認定こども園（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に限る。）（A表－3）

- ① 施設型給付費
- ② 特例施設型給付費（特定教育・保育に係るもの）
- ③ 特例施設型給付費（特別利用保育に係るもの）

エ 家庭的保育事業（A表－4）

- ① 地域型保育給付費
- ② 特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育に係るもの）
- ③ 特例地域型保育給付費（特定利用地域型保育に係るもの）

オ 小規模保育事業（A表－5（A型、B型）、A表－6（C型））

- ① 地域型保育給付費
- ② 特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育に係るもの）
- ③ 特例地域型保育給付費（特定利用地域型保育に係るもの）

カ 事業所内保育事業（A表－7）

- ① 地域型保育給付費
- ② 特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育に係るもの）
- ③ 特例地域型保育給付費（特定利用地域型保育に係るもの）

キ 居宅訪問型保育事業（A表－8）

- ① 地域型保育給付費

- ② 特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育に係るもの）
- ③ 特例地域型保育給付費（特定利用地域型保育に係るもの）

ク 特例保育（A表－5）

- ① 特例地域型保育給付費（教育標準時間認定に係るもの）
- ② 特例地域型保育給付費（保育認定に係るもの）

**(1) 第2号様式（A表）の記載について**

- ① 「施設・事業所名」の欄は、他の市町村の区域に所在する施設・事業所の場合には、施設・事業所名の字句は、括弧書き（例えば、「(〇〇〇園)」）とすること。
- ② 「適用単価の認定」の各欄の不動文字は、該当する字句を○で囲むことと。また、「認可定員」及び「利用定員」の欄には、各自治体が認可・確認した施設・事業所の認可定員及び利用定員を記載することとし、年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- ③ 「適用単価の認定」の欄における「認定月日」の欄には、年度当初（又は事業開始月）の適用単価に係る認定月日や、加算認定に変更が生じた際等の認定月日を記載すること。また、「適用月日」欄には、年度初日（又は事業開始月の初日）のほか、加算認定の変更等により、月額単価に改定が生じた際に、改定後の月額単価が適用される月日を記載すること。

**(2) 第2号様式（B表）の記載について**

- ① 「初日利用人員」の欄には、支給認定区分ごとにそれぞれ年齢区分に応じて記載することとし、この人員を各階層別に分けるとともに、教育標準時間認定に係る第2階層から第5階層、及び保育認定に係る第2階層から第8階層については、さらに多子軽減に係る半額徴収分と徴収額0円分に分けて記載すること。  
また、ひとり親世帯等の減免が適用されている世帯の子どもについては、第2階層及び第3階層における⑯、⑱、⑳、㉑、㉒、㉓欄の「 」内に再掲すること。  
なお、支給認定を受けていない私的契約児などは利用人員に含まないこと。
- ② 「費用（単価表による額）」の欄には、支給認定区分及び年齢区分ごとの初日利用人員に、各月に適用される第2号様式（A表）の月額単価を乗じて記載すること。  
なお、給与改定による給付単価の改定に伴い、数ヶ月分の差額を一括して支弁したときには、実際に支弁した月の欄（例えば、2月に差額を一括して支弁した場合は「2月分」の欄）に既定分及び差額の順に二段に分けて別掲とすること。
- ③ 「利用者負担の適用基準額」の欄には、各支給認定区分及び年齢区分（保育認定に当たっては、さらに保育必要量の区分）ごとに子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める各階層別の国基準額を記載するものであり、市町村が定め

る基準額ではないことに注意すること。

また、教育標準時間認定に係る第2階層から第5階層、及び保育認定に係る第2階層から第8階層については、さらに多子軽減に係る半額徴収額を記載すること。

また、給付単価限度額を徴収額としている階層については、給付単価限度額を記載することとし、給付単価の改定によって、利用者負担額（国基準）に変更が生じた場合には、適用となる月日を「適用月日」の欄に記載のうえ、各階層別に改定後の利用者負担額（国基準額）を記載すること。

なお、利用者負担額（国基準額）の数ヶ月分の差額を一括して徴収したなどの場合には、上記②のなお書きの取扱いに準じ、実際に徴収した月の欄に既定分及び差額の順に二段に分けて別掲とすること。

このほか、ひとり親世帯等の減免が適用されている世帯の子どもについては、第2階層及び第3階層における⑤②、⑤③、⑤④、⑤⑤欄の「 」内に減免後の利用者負担額（国基準額）を記載すること。

- ④ 支弁額の誤り、階層区分認定の誤り等を発見し、この台帳の金額等を訂正するときは、上記②のなお書きの取扱いに準じ、実際に出納事務を処理した月の欄に既定分及び差額の順に二段に分けて別掲し、かつ、必要に応じてその内容の明細を欄外又は付表に明確にしておくこと。

### 3 月途中の入退所に伴う日割計算の取扱いについて

月途中の入退所に伴う給付費等の日割支弁・利用者負担額の日割徴収については、第1号様式及び第2号様式を準用して、当該支弁・徴収が把握できるよう作成することとする。